

神奈川県監査委員公表第 18 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 30 年 11 月 27 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 高 岡 香
 同 太 田 眞 晴
 同 高 橋 稔

1 措置の対象となった監査の結果

平成 30 年 8 月 21 日（神奈川県公報号外第 49 号）神奈川県監査委員公表第 12 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分 5 箇所に係る 6 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立体育センター	平成30年4月3日（平成30年2月14日及び同月15日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、特定建築物環境衛生管理業務委託契約（契約額144,720円）による水質検査業務について、受託者からではなく、受託者が再委託した者からの検査結果報告書に基づいて履行確認を行っていた。	不適切事項については、委託内容の確認が相互に不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、仕様書を改め、受託者には内容を十分に説明して、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立鶴見総合高等学校	平成30年1月19日（平成29年12月5日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、トイレ改修工事請負契約（契約額2,160,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、検査調書の作成を省略していた。	不適切事項については、履行確認に当たり、相互チェック機能が働かなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、履行確認チェックシートを作成し、複数の職員による履行確認の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横浜平沼高	平成30年1月29日（平成29	（不適切事項） 支出事務において、平成	不適切事項については、職員

<p>等学校</p>	<p>年12月15日職員調査)</p>	<p>29年6月分の電気料金(822,614円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息50円を支払っていた。</p>	<p>間の連絡及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立新栄高等学校</p>	<p>平成30年4月20日(平成30年3月8日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 物品管理事務において、購入により取得したノート型パーソナルコンピュータ3点(税込単価50,652円)について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。 2 庶務事務において、遠足生徒引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿への記載を行わなかったため、2件、2,200円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 物品管理事務については、取得価格を46,900円(税抜価格)と認識したことによるものであり、職員調査当日、物品の出納の通知及び備品台帳への記録など管理に係る手続を行った。 今後は、このようなことがないように、担当者以外の複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務執行に努めることとした。 2 教員特殊業務手当については、庶務事務の事務作業において点検漏れがあったことによるものであり、職員調査当日、特殊勤務手当実績整理簿に記載し、平成30年4月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、点検体制強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立横須賀工業高等学校</p>	<p>平成30年1月19日(平成29年12月4日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 契約事務において、機械警備業務委託契約(契約額1,697,760円)の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である平成29年7月14日から遡及して、同月1日から契約の効力が生じることとしていた。</p>	<p>不適切事項については、会計局長通知の理解及び契約事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、当該会計局長通知の趣旨を事務室内で情報共有するとともに、契約締結までの進行管理を所属として徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>